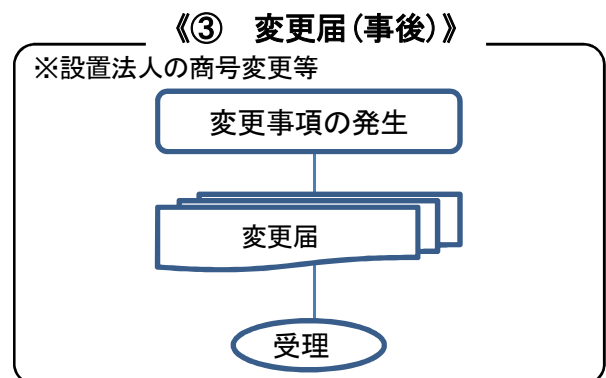
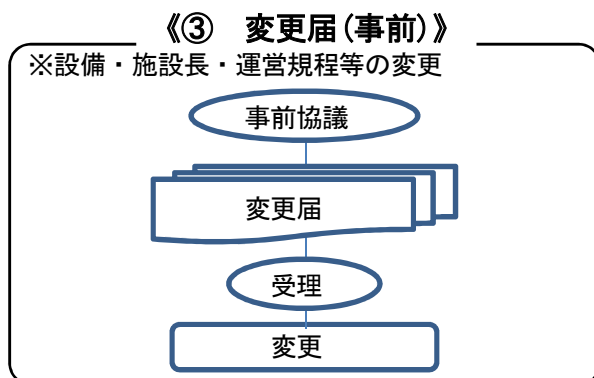
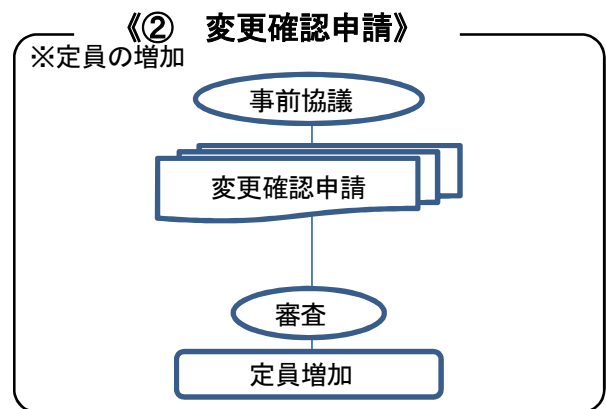
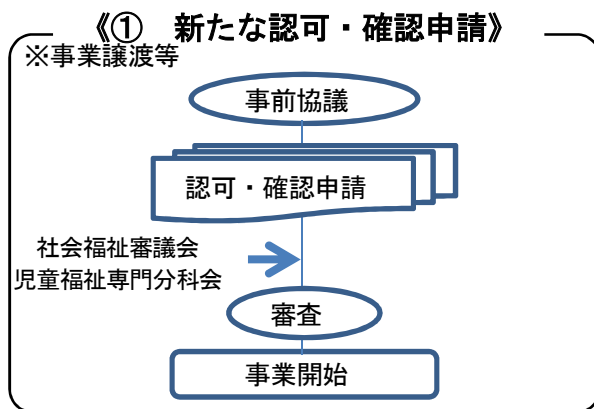


# 第1 事前協議について(共通事項)

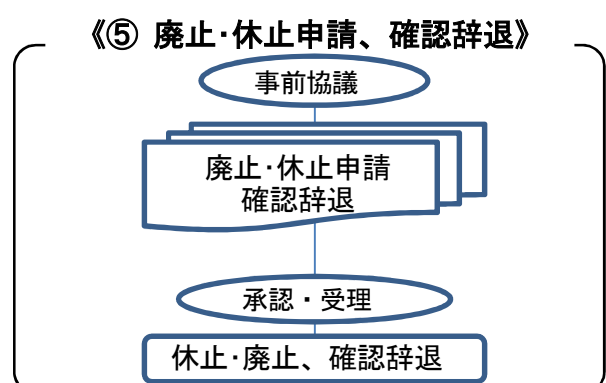
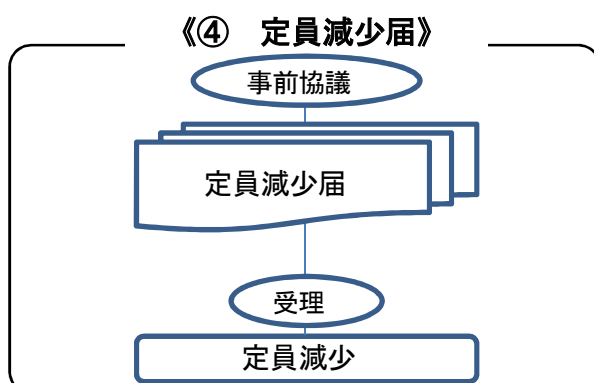
## ○ 事前協議の意義について

- 認可事項等の変更については、すでに述べたように法律上の手続きが異なるだけでなく、越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議や予算確保が必要なもの、保護者に対し周知が必要なもの、利用調整や4月の一斉入所に関わるものなど、多岐に渡っています。
- そのため、越谷市では、変更について事前に把握し、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の変更を計画的に行うため、事前協議の仕組みを採用しています。  
円滑な変更のため、ご協力をお願いいたします。
- 事前協議の際は、変更の内容や変更が保護者へ与える影響、提出書類の確認等を行います。  
事前協議が行われないと、保護者に対する周知期間の確保、変更内容の確認や書類の補正等に時間を要し、結果的に、給付費等の支払い時期に影響が出たり、希望時期に変更できなかったりする可能性があります。

### 《確認・認可申請や届出と事前協議の関係》

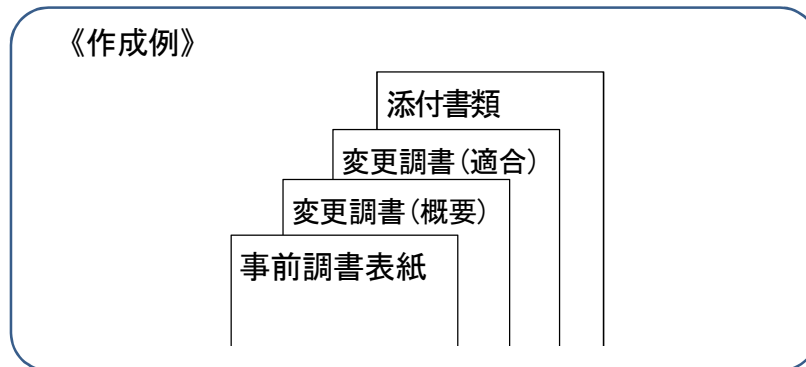


※認定こども園については、事後届ではなく事前届が原則



## ○ 事前協議の際の提出書類について

- 事前協議の際は、事前協議用の指定様式(事前調書)がありますので、この指定様式を使用してください。
- 事前調書の提出は、電子メールによる提出で構いません。  
データで提出できないものは、紙媒体による提出をお願いします。  
紙媒体で提出する場合は、A4判(図面についてはA4判又はA3版)としてください。



### 提出書類

特定教育・保育施設の場合

- ◆ 事前調書(表紙)
- ◆ 変更調書(変更概要)
- ◆ 変更調書(設備基準適合状況)
- ◆ 変更調書(職員配置計画)
- ◆ 変更調書(職員名簿)
- その他変更に関する書類(変更スケジュール、計画図面等)
  - ◆ 指定様式あり
  - 指定様式なし

特定地域型保育事業の場合

- ◆ 事前調書(表紙)
- ◆ 変更調書(変更概要)
- ◆ 変更調書(設備基準適合状況)
- ◆ 変更調書(職員配置計画・職員名簿)
- その他変更に関する書類(変更スケジュール、計画図面等)
  - ◆ 指定様式あり
  - 指定様式なし

事前協議の仕組みの対象外の変更であっても、変更予定を把握した時点で事前にご相談いただく  
と手続きを円滑に進めることができます。  
ご相談の際は、事前協議の様式をご使用ください。